

義務加入が成立した加入区の区域	漁 業 の 区 分
あまくさ漁業協同組合の地区のうち河浦町崎津の地区	手繰網漁業

**熊本県告示第 864 号**

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 15 年 8 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

期 日	場 所
平成 15 年 9 月 5 日 午後 10 時 30 分から	熊本県農業研究センター (菊池郡合志町栄 3801)

**熊本県告示第 865 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 8 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 8 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	218 号	上益城郡清和村大字大平字原口 163 番 1 地先から	197.0	単道改
		同 所 同 字 134 番 1 地先まで		
一般県道	松 橋 停車場線	宇土郡不知火町大字御領字園田 814 番 1 地先から	51.0	単交安
		同 所 同 字 815 番 1 地先まで		

- 2 供用開始する期日 平成 15 年 8 月 20 日

**公 告**

**熊本県公告第 608 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 15 年 8 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字新山 3190 番 114、同 3190 番 649、同 3190 番 1120、同 3190 番 1121、同 3190 番 1123、同 3190 番 1124、同 3190 番 1125 及び同 3224 番 13 の一部  
2,928.57 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡菊陽町大字津久礼 3190 番地 63  
渡邊 繁松